

人事委員会年報

令和 2 （2020） 年度

川崎市人事委員会

目 次

第1章 組 織

1 人事委員会	1
(1) 人事委員会の構成	
(2) 人事委員会の権限	
(3) 人事委員会の会議開催状況	
2 事 務 局	1 2
(1) 組織及び事務分掌	
(2) 予 算	

第2章 業 務

1 任 用	1 3
(1) 採用試験	
(2) 採用選考	
(3) 昇任試験	
(4) 昇任選考	
(5) 転任試験	
(6) 臨時的任用	
2 給与、その他の勤務条件	3 0
(1) 職員の給与に関する報告及び勧告	
(2) 条例の制定及び改廃に対する意見の状況	
(3) 給与、勤務時間等についての承認の状況	
3 公平審査等	4 1
(1) 勤務条件に関する措置要求	
(2) 不利益処分についての審査請求	
(3) 苦情相談	
(4) 公務災害補償の審査請求	
(5) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議	
(6) 退職管理に係る働きかけ規制違反に関する監視	
4 職員団体	4 3
(1) 職員団体の登録状況	
(2) 管理職員等の範囲	
5 労働基準監督	4 5
(1) 職権行使状況	
(2) 労働基準法別表第1に規定する適用事業の号別区分の状況	
6 人事委員会規則等の制定及び改廃の状況	4 7
7 各種会議開催状況	4 9

第1章 組 織

1 人事委員会

(1) 人事委員会の構成

人事委員会の構成は、次のとおりである。

(令和3年4月1日現在)

職 名	氏 名	就任年月日	任 期	備 考
委員長	魚 津 利 興	H27. 10. 15	1期 H27. 10. 15 ～ R 1. 10. 14 2期 R 1. 10. 15 ～ R 5. 10. 14	R 1. 10. 16 委員長再任
委 員	坂 本 正 之	H26. 10. 15	1期 H26. 10. 15 ～ H30. 10. 14 2期 H30. 10. 15 ～ R 4. 10. 14	R 1. 10. 16 職務代理者再任
委 員	野 本 紀 子	H29. 10. 15	1期 H29. 10. 15 ～ R 3. 10. 14	

(2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、その性質により行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限の3つに分類することができる。

それぞれの権限のうち主なものは、次のとおりである。

ア 行政的権限

- (ア) 人事行政に関する調査及び研究（地方公務員法（以下「法」という。）第8条第1項第1号及び第2号）
- (イ) 職員に関する条例の制定、改廃についての市議会及び市長への意見の申出（法第8条第1項第3号）
- (ウ) 人事行政の運営、人事評価の実施、研修計画の立案等に関する任命権者への勧告（法第8条第1項第4号、法第23条の4、法第39条第4項）
- (エ) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置及び給料表についての市議会及び市長への勧告（法第8条第1項第5号、第14条第2項、第26条）
- (オ) 競争試験及び選考の実施（法第8条第1項第6号、第18条）
- (カ) 職員の苦情処理（法第8条第1項第11号）
- (キ) 採用候補者名簿の作成（法第21条第1項）
- (ク) 臨時的任用の承認（法第22条の3第1項）
- (ケ) 職員団体の登録、登録の効力停止及び取消し（法第53条第5項及び第6項）
- (コ) 労働基準監督機関としての職権行使（法第58条第5項）
- (サ) 非登録職員団体に法人格を付与する場合の認証（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第5条）

イ 準立法的権限

人事委員会規則の制定（法第8条第5項）

ウ 準司法的権限

- (ア) 勤務条件に関する措置要求の審査及び判定（法第8条第1項第9号、第47条）
- (イ) 不利益処分についての審査請求の審査及び裁決（法第8条第1項第10号、第50条第1項）
- (ウ) 公務災害補償の審査請求の審査及び裁定（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条）

(3) 人事委員会の会議開催状況

人事委員会の会議の開催状況は、次のとおりである。

回数	開催年月日	議題
令和2年 第11回 (定例会)	R2. 4. 2	報告 令和元年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考（第2回）第1次選考の実施状況について 職員の号給の決定に係る承認について 職員の号給の決定に係る承認について 職員の号給の決定に係る承認について 議事 新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の取扱いについての一部を改正する運用の制定について 措置要求判定取消請求事件に係る指定代理人の変更について 協議 障害者採用選考受験資格の年齢制限の見直しについて 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第1号事案）について
第12回 (定例会)	R2. 4. 8	報告 採用候補者名簿等の状況について 令和元年度障害者採用選考（第2回）2次試験の延期について 令和元年（審）第1号事案に係る代理人選任の届出について 議事 令和2年度川崎市職員（大学卒程度）採用試験の実施について 令和2年度川崎市職員（薬剤師・獣医師・保健師）採用選考の実施について 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 令和元年（審）第1号事案に係る準備手続の開催延期について 協議 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第1号事案）について
第13回 (定例会)	R2. 4. 22	議事 解雇予告除外の認定について 令和2年（措）第1号事案に係る意見書の提出期限の再延長について 障害者活躍推進計画の策定について 令和元年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考（第2回）第2次試験の試験日及び試験科目の変更について
第14回 (定例会)	R2. 5. 13	議事 令和元年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考（第2回）合格者名簿の確定について 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例第19条第2項の規定に基づく市長との協議について
第15回 (定例会)	R2. 5. 27	報告 令和2年度川崎市職員（大学卒程度等）採用試験の申込状況について 議事 令和2年度川崎市職員（高校卒程度）採用試験の実施について 令和2年度川崎市職員（保育士、栄養士、臨床検査技師、学校栄養職）採用選考の実施について 令和2年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考の実施について

回 数	開催年月日	議 題
第 16 回 (定例会)	R2. 6. 3	報告 議事 令和 2 年度の転任試験の実施について 令和 2 年度係長昇任選考の実施について 措置要求判定取消請求事件に係る準備書面について 平成 28 年（審）第 3 号事案に係る追加反論書の副本の送付について 令和元年（審）第 1 号事案に係る準備手続の開催延期について 令和元年度（下半期）職員からの苦情相談について 地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく人事委員会の意見について 川崎市職員の管理職手当に関する規則の運用についての一部を改正する運用の制定について 令和 2 年（措）第 1 号事案に係る意見書の副本の送付及び反論書の提出要求について
第 17 回 (定例会)	R2. 6. 17	報告 議事 協議 第 1 号任期付研究員の号給決定について 条件付採用の期間延長に係る報告について 令和元年度職員採用選考の実施状況について 川崎市職員の定年等に関する条例等に基づく勤務延長実施報告について 昇任状況について 職員団体（川崎市職員労働組合）登録事項の変更について 職員団体（川崎市教職員組合）登録事項の変更について 職員団体（川崎市公立学校管理職組合）登録事項の変更について 職員団体（川崎市公立学校管理職組合）登録事項の変更について 職員団体（学校事務職員労働組合神奈川川崎支部）登録事項の変更について 職員団体（2 級の集い）登録事項の変更について 令和 2 年度川崎市職員（技能・業務）採用選考の実施について 令和 2 年度川崎市職員採用試験（選考）の試験科目の変更について 令和 2 年度消防司令昇任選考の実施について 令和 2 年度消防司令補及び消防士長昇任試験の実施について 令和元年（審）第 1 号事案に係る準備手続の開催について 令和 2 年職種別民間給与実態調査要綱について 不利益処分についての審査請求（平成 28 年（審）第 3 号事案）について 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第 1 号事案）について
第 18 回 (定例会)	R2. 7. 1	議事 協議 平成 28 年（審）第 3 号事案に係る書面審理終了の予告について 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第 1 号事案）について 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第 2 号事案）について
第 19 回 (定例会)	R2. 7. 8	議事 協議 令和 2 年（措）第 1 号事案に係る反論書の副本の送付について 令和 2 年給与勧告・報告における言及項目について 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第 1 号事案）について

回 数	開催年月日	議 題
第 20 回 (臨時会)	R2. 7. 9	議事 令和元年（審）第 1 号事案に係る準備書面の副本の送付について 令和元年（審）第 1 号事案に係る書証の採用決定及び証拠説明書の副本の送付等について
第 21 回 (定例会)	R2. 7. 22	報告 公益的法人等への職員の派遣等の状況について 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等の状況について 議事 令和元年（審）第 1 号事案に係る準備手続の開催について 協議 就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験の実施について 人事委員会における資料の電子化について
第 22 回 (定例会)	R2. 7. 29	報告 令和 2 年度川崎市職員（大学卒程度等）採用試験第 1 次試験の実施状況について 議事 令和 2 年度川崎市職員（大学卒程度）採用試験（民間企業等職務経験者）の実施について 令和 2 年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験の実施について 川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部を改正する運用の制定について 川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則第 3 条の規定に基づく人事委員会の意見について 川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の運用についての一部を改正する運用の制定について 令和元年（審）第 1 号事案に係る求積明書の副本の送付について 令和元年（審）第 1 号事案に係る準備手続記録書の作成及び謄本の送付について 協議 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第 1 号事案）について 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第 2 号事案）について
第 23 回 (定例会)	R2. 8. 19	報告 職員団体（学校事務職員労働組合神奈川川崎支部）登録事項の変更について 令和元年（審）第 1 号事案に係る準備書面 2 の副本の送付について 保有個人情報の開示請求について 議事 平成 2 8 年（審）第 3 号事案に係る追加反論書の副本の送付について 協議 令和 2 年給与勧告・報告資料 No. 1 について 令和 2 年給与勧告・報告資料 No. 2 について 令和 2 年給与勧告・報告資料 No. 6 について 不利益処分についての審査請求（平成 2 9 年（審）第 1 号事案）について

回 数	開催年月日	議 題
第 24 回 (定例会)	R2. 8. 26	議事 令和 2 年度川崎市職員（大学卒程度）採用試験採用候補者名簿の確定について 令和 2 年度川崎市職員（薬剤師・獣医師・保健師）採用選考合格者名簿の確定について 令和元年（審）第 1 号事案に係る準備書面等の副本の送付について 協議 不利益処分についての審査請求（平成 2 9 年（審）第 1 号事案）について 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第 1 号事案）について 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第 2 号事案）について
第 25 回 (定例会)	R2. 9. 2	報告 令和 2 年度係長昇任選考の申込状況について 議事 地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく人事委員会の意見について 令和元年（審）第 1 号事案に係る口頭審理の開催について 令和元年（審）第 1 号事案に係る当事者尋問の採否の決定について 令和元年（審）第 1 号事案に係る求釈明について 人事委員会における資料等の電子化について 協議 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第 1 号事案）について 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第 2 号事案）について
第 26 回 (定例会)	R2. 9. 9	報告 令和 2 年度川崎市職員（高校卒程度）採用試験等の申込状況について 令和 2 年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考の申込状況について 令和 2 年度川崎市職員（技能・業務）採用選考の申込状況について 令和 2 年度川崎市職員（大学卒程度）採用試験（民間企業等職務経験者）の申込状況について 令和 2 年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験の申込状況について 令和 2 年度転任試験の申込状況について 職員団体（2 級の集い）規約及び登録事項の変更について 議事 川崎市人事委員会議事規則の運用についての一部を改正する運用の制定について 令和元年（審）第 1 号事案に係る準備手続記録書の作成及び謄本の送付について 令和元年（審）第 2 号事案に係る求釈明について 協議 平成 2 9 年（審）第 1 号事案に係る裁決について 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第 1 号事案）について
第 27 回 (定例会)	R2. 9. 16	議事 非常災害等の理由による労働時間延長届について 非常災害等の理由による労働時間延長許可申請について 令和元年（審）第 1 号事案に係る準備書面の副本の送付について 協議 平成 2 8 年（審）第 3 号事案に係る裁決について 平成 2 9 年（審）第 1 号事案に係る裁決について 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第 1 号事案）について 公開口頭審理の傍聴に関する規則の一部を改正する規則の制定について

回 数	開催年月日	議 題
第 28 回 (定例会)	R2. 9. 23	報告 措置要求判定取消請求事件に係る第 10 回口頭弁論の要旨について 非常災害等の理由による労働時間延長許可申請について（継続審議） 条件付採用期間の延長について 公開口頭審理の傍聴に関する規則の一部を改正する規則の制定について 平成 29 年（審）第 1 号事案に係る審尋記録書の作成について 協議 平成 28 年（審）第 3 号事案に係る裁決について 平成 29 年（審）第 1 号事案に係る裁決について 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第 1 号事案）について
第 29 回 (定例会)	R2. 9. 30	議事 令和元年（審）第 1 号事案に係る準備書面の副本の送付について 令和元年（審）第 2 号事案に係る釈明書の提出期限の延長について 協議 令和 2 年給与に関する勧告及び報告の言及項目について 平成 29 年（審）第 1 号事案に係る裁決について 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第 1 号事案）について
第 30 回 (定例会)	R2. 10. 7	報告 令和 2 年度消防司令昇任選考第 1 次選考の実施状況について 令和 2 年度消防司令補及び消防士長昇任試験第 1 次試験の実施状況について 協議 職員の号給の決定に係る承認について 令和 2 年職種別民間給与実態調査状況（先行調査分）について 令和 2 年給与に関する勧告及び報告の言及項目について 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第 1 号事案）について
第 31 回 (定例会)	R2. 10. 14	報告 令和 2 年度川崎市職員（高校卒程度）採用試験等第 1 次試験の実施状況について 令和 2 年度川崎市職員（技能・業務）採用選考第 1 次選考の実施状況について 令和 2 年度転任試験第 1 次試験の実施状況について 令和 2 年度係長昇任選考第 1 次選考の実施状況について 令和 2 年人事院勧告について 令和 2 年度（上半期）職員からの苦情相談について 議事 令和 2 年職員の給与に関する報告及び勧告について 協議 令和 2 年給与勧告・報告資料 No. 7 について 令和 2 年給与勧告・報告における改定方針（案）について
第 32 回 (定例会)	R2. 10. 21	協議 平成 29 年（審）第 1 号事案に係る裁決について
第 33 回 (定例会)	R2. 10. 28	議事 川崎市会計年度任用職員の給料の支給等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 平成 28 年（審）第 3 号事案に係る裁決及び裁決書の正本の送付について

回 数	開催年月日	議 題
第 34 回 (定例会)	R2. 11. 4	報告 平成 2 9 年（審）第 1 号事案に係る裁決及び裁決書の正本の送付について 令和元年（審）第 1 号事案に係る口頭審理記録書の作成及び謄本の送付について 令和元年（審）第 2 号事案に係る釈明書の副本の送付について 令和元年（審）第 2 号事案に係る書証の採用決定及び書証申出書の副本の送付等について 令和 2 年人事院報告（月例給に関する報告）について 令和 2 年職種別民間給与実態調査状況（月例給等に関する調査分）について 措置要求判定取消請求事件に係る原告からの進行に係る意見書等について 協議 令和 2 年給与勧告・報告資料 N o. 3 について
第 35 回 (定例会)	R2. 11. 11	議事 非常災害等の理由による労働時間延長届について 協議 令和 2 年給与勧告・報告資料 N o. 4 について 令和 2 年給与勧告・報告資料 N o. 5 について 令和 2 年給与勧告・報告資料 N o. 8 について 令和 2 年給与に関する勧告及び報告の言及項目について 令和 2 年給与勧告・報告における改定方針（案）について
第 36 回 (定例会)	R2. 11. 18	報告 令和 2 年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考第 1 次選考の実施状況について 令和 2 年度川崎市職員（大学卒程度）採用試験（民間企業等職務経験者）の第 1 次試験の実施状況について 令和 2 年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験の第 1 次試験の実施状況について 措置要求判定取消請求事件に係る原告第 9 準備書面について 議事 令和 2 年度川崎市職員（高校卒程度）採用試験採用候補者名簿の確定について 令和 2 年度川崎市職員（保育士、栄養士、臨床検査技師、学校栄養職）採用選考合格者名簿の確定について 令和 2 年度川崎市職員（技能・業務）採用選考合格者名簿の確定について 令和 2 年度転任試験転任候補者名簿の確定について 令和 2 年度川崎市職員（大学卒程度土木・電気・機械）採用試験（第 2 回）の実施について 地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく人事委員会の意見について 措置要求判定取消請求事件に係る意見書の提出について 協議 令和 2 年職員の給与に関する報告について

回 数	開催年月日	議 題
第 37 回 (定例会)	R2. 11. 25	報告 措置要求判定取消請求事件に係る第 1 1 回口頭弁論の要旨について 議事 令和 2 年度係長昇任選考合格者名簿の確定について 令和 2 年職員の給与に関する報告について 解雇予告除外の認定について
第 38 回 (定例会)	R2. 12. 9	報告 令和 2 年川崎市職員の人事に関する統計報告について 議事 令和 2 年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考合格者名簿の確定について 令和 2 年度川崎市職員（大学卒程度）採用試験（民間企業等職務経験者）採用候補者名簿の確定について 令和 2 年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験採用候補者名簿の確定について 令和 2 年度消防司令昇任選考合格者名簿の確定について 令和 2 年度消防司令補及び消防士長昇任試験昇任候補者名簿の確定について 令和 2 年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考（第 2 回）の実施について 非常災害等の理由による労働時間延長届について 令和元年（審）第 1 号事案に係る準備書面の副本の送付について 令和元年（審）第 1 号事案に係る書証の採用決定及び証拠説明書の副本の送付等について 協議 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第 1 号事案）について 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第 2 号事案）について
第 39 回 (定例会)	R2. 12. 18	報告 令和 3 年職種別民間給与実態調査の調査対象事業所名簿作成について 議事 新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の取扱いについての一部を改正する運用の制定について 協議 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第 1 号事案）について 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第 2 号事案）について

回 数	開催年月日	議 題
令和３年		
第 1 回 (定例会)	R3. 1. 14	報告 令和２年度川崎市職員（大学卒程度土木・電気・機械）採用試験（第２回）の申込状況について 令和２年度川崎市職員（大学卒程度土木・電気・機械）採用試験（第２回）第１次試験の実施状況について 令和２年大都市区における人事委員会勧告について 議事 非常災害等の理由による労働時間延長届について 令和元年（審）第１号事案に係る書証に対する認否の副本の送付について 令和元年（審）第２号事案に係る書面審理終了の予告について 協議 令和３年度試験・選考日程について 勤務条件に関する措置の要求（平成３０年（措）第１号事案）について 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第２号事案）について
第 2 回 (定例会)	R3. 2. 3	報告 令和２年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考（第２回）の申込状況について 職員の号給の決定に係る承認について 令和２年度労働基準法及び労働安全衛生法の適用状況調査の実施について 措置要求判定取消請求事件に係る原告第１０準備書面等について 議事 令和２年度川崎市職員（大学卒程度土木・電気・機械）採用試験（第２回）採用候補者名簿の確定について 措置要求判定取消請求事件に係る準備書面について 平成３０年（措）第１号事案に係る措置要求の一部取下げの通知について
第 3 回 (定例会)	R3. 2. 10	議事 川崎市職員の定年等に関する条例等に基づく勤務延長の期限延長の承認について 労働基準法別表第１の号別の決定に係る協議について 非常災害等の理由による労働時間延長届について 協議 勤務条件に関する措置の要求（平成３０年（措）第１号事案）について 平成２８年（審）第３号事案に係る再審請求について 平成２９年（審）第１号事案に係る再審請求について 平成２９年（審）第１号事案に係る裁決書更正申立について
第 4 回 (定例会)	R3. 2. 17	議事 平成３０年（措）第１号事案に係る措置要求の受理及び受理の通知について 平成３０年（措）第１号事案に係る措置要求書の副本の写し等の送付及び意見書の提出要求について 平成３０年（措）第１号事案に係る審査長の指名について 協議 令和元年（審）第１号事案に係る裁決について

回 数	開催年月日	議 題
第 5 回 (定例会)	R3. 2. 24	報告 措置要求判定取消請求事件に係る第 1 2 回口頭弁論の要旨について 議事 川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 川崎市職員の管理職手当に関する規則の運用についての一部を改正する運用の制定について 新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の取扱いについての一部を改正する運用の制定について 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例第 1 9 条第 2 項の規定に基づく市長との協議について 協議 平成 2 8 年（審）第 3 号事案に係る再審請求について 平成 2 9 年（審）第 1 号事案に係る再審請求について 平成 2 9 年（審）第 1 号事案に係る裁決書更正申立について 令和元年（審）第 1 号事案に係る裁決について
第 6 回 (定例会)	R3. 3. 3	報告 令和 2 年度労働基準法及び労働安全衛生法の適用状況調査の結果について 労働基準法別表第 1 の号別の決定について 令和 3 年職種別民間給与実態調査事業所名簿作成の結果について 議事 令和 3 年度川崎市職員（大学卒程度）採用試験（民間企業等職務経験者）の実施について 労働基準法別表第 1 の号別の決定に係る協議について 平成 2 8 年（審）第 3 号事案に係る再審請求の裁決及び裁決書の正本の送付について 平成 2 9 年（審）第 1 号事案に係る再審請求の裁決及び裁決書の正本の送付について 平成 2 9 年（審）第 1 号事案に係る裁決書更正申立について 協議 令和元年（審）第 1 号事案に係る裁決について 令和元年（審）第 2 号事案に係る裁決について
第 7 回 (定例会)	R3. 3. 19	報告 職員の号給の決定に係る承認について 措置要求判定取消請求事件に係る本人調書について 議事 職員団体（川崎市立高等学校教職員組合）の登録について 事務局職員の人事について 協議 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則の制定等について 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則の制定等について 令和元年（審）第 1 号事案に係る裁決について 令和元年（審）第 2 号事案に係る裁決について

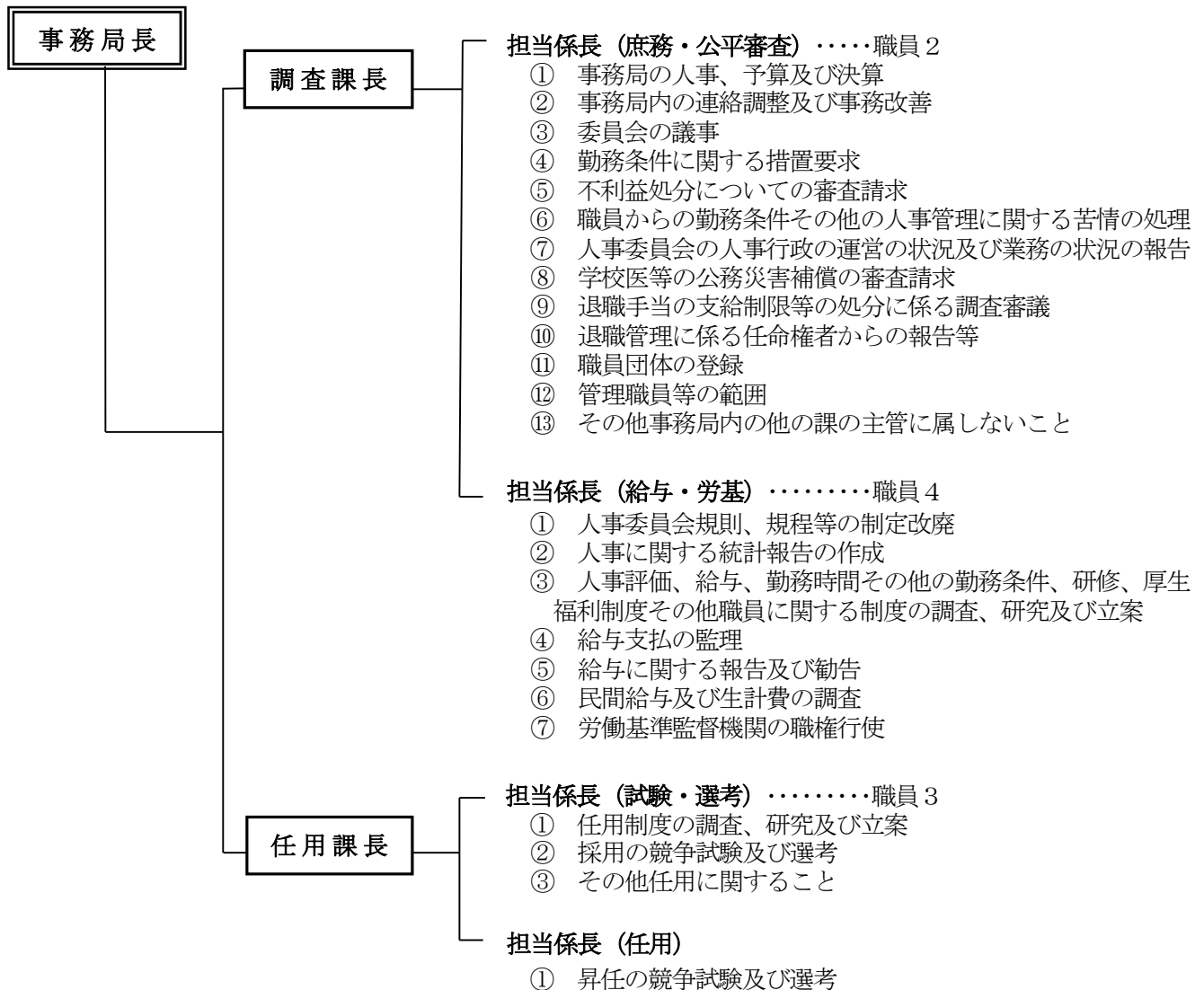
回 数	開催年月日	議 題
第 8 回 (定例会)	R3. 3. 24	報告 令和 3 年度人事委員会事務局予算について 議事 特定任期付職員の採用の承認について 川崎市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の運用の一部を改正する運用の制定について 川崎市人事委員会が行う職員採用試験等の個人別成績情報の提供に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について 川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 川崎市職員の管理職手当に関する規則の運用についての一部を改正する運用の制定について 川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について 職員の号給の決定に係る承認について 川崎市職員の退職管理に関する規則の運用の一部を改正する運用の制定について 令和元年（審）第 1 号事案に係る裁決及び裁決書の正本の送付について 協議 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則の制定等について 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則の制定等について 勤務条件に関する措置の要求（平成 3 0 年（措）第 1 号事案）について 令和元年（審）第 2 号事案に係る裁決について
第 9 回 (定例会)	R3. 3. 31	報告 令和 2 年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考（第 2 回）第 1 次選考の実施状況について 令和 2 年度係長昇任選考に関するアンケート調査の結果について 議事 一般任期付職員の採用の承認について 川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について 川崎市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 川崎市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部を改正する運用の制定について 平成 3 0 年（措）第 1 号事案に係る意見書の副本の送付及び反論書の提出要求について 令和元年（審）第 2 号事案に係る裁決及び裁決書の正本の送付について 協議 技能・業務採用選考受験資格の見直しについて

2 事務局

(1) 組織及び事務分掌

事務局の組織及び課の事務分掌は、次のとおりである。

(令和3年4月1日現在)



(2) 予算

令和3年度予算

(単位：千円)

科 目	予算額
人 事 委 員 会 費	122,469
報 酬	11,611
給 料	60,971
職 員 手 当 等	27,573
共 済 費	0
報 償 費	94
旅 交 費	1,163
交 際 費	1
需 用 費	2,868
役 務 費	826
委 託 料	12,364
使用料及び賃借料	2,514
備 品 購 入 費	3
負担金補助及び交付金	2,481

第2章 業 務

1 任 用

(1) 採用試験

令和2年度は、次の試験区分について実施した。

大学卒程度：行政事務、社会福祉、心理、学校事務、土木、電気、機械、造園、建築、化学、消防士
(民間企業等職務経験者) 行政事務、社会福祉、土木、電気、機械、建築

高校卒程度：行政事務、土木、電気、機械、建築、消防士
(就職氷河期世代) 行政事務

実施結果は、表1「令和2年度採用試験実施結果」のとおりである。

(2) 採用選考

令和2年度は、次の選考区分について実施した。

薬剤師、獣医師、保健師、保育士、栄養士、臨床検査技師、学校栄養職

障害者対象：行政事務

技能・業務

実施結果は、表2「令和2年度採用選考実施結果」のとおりである。

(採用に関する参考図表)

令和2年度採用候補者(合格者)名簿選択状況〔表7〕

令和2年度採用試験(選考)年齢別合格状況〔表8〕

採用試験実施結果の推移〔図1〕

採用選考実施結果の推移〔図2〕

(3) 昇任試験

令和2年度は、次の試験区分について実施した。

消防司令補、消防士長

実施結果は、表3「令和2年度昇任試験実施結果」のとおりである。

(4) 昇任選考

令和2年度は、次の選考区分について実施した。

係長：一般事務、社会福祉、土木、電気、機械、建築、化学、保育士、薬剤師、獣医師、栄養士、保健師、看護師

消防司令

実施結果は、表4「令和2年度昇任選考実施結果」のとおりである。

(5) 転任試験

令和2年度は、次の試験区分について実施した。

転任：行政事務、土木、電気、機械

実施結果は、表5「令和2年度転任試験実施結果」のとおりである。

(6) 臨時的任用

令和2年度の臨時的任用についての承認状況は、表6-1・2「令和2年度臨時的任用承認状況」のとおりである。

表1 令和2年度 採用

試験区分		申込者数 A	第1次試験			第2次試験 受験者数	最終 合格者数 C	競争倍率 B/C
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数			
大学卒程度		人	人	%	人	人	人	倍
	行政事務	1,483	901	60.8	361	359	209	4.3
	社会福祉	93	71	76.3	48	47	35	2.0
	心 理	39	32	82.1	15	15	7	4.6
	学校事務	57	39	68.4	12	12	6	6.5
	土 木	55	27	49.1	19	19	14	1.9
	電 気	26	19	73.1	12	12	10	1.9
	機 械	23	11	47.8	6	6	5	2.2
	造 園	16	12	75.0	8	8	5	2.4
	建 築	33	19	57.6	12	12	12	1.6
	化 学	25	17	68.0	8	8	4	4.3
	消 防 士	364	219	60.2	63	63	41	5.3
	小 計	2,214	1,367	61.7	564	561	348	3.9
大学卒程度（第2回）	土 木	22	15	68.2	10	10	6	2.5
	電 気	15	12	80.0	7	7	5	2.4
	機 械	10	9	90.0	6	6	2	4.5
	小 計	47	36	76.6	23	23	13	2.8
大学卒程度（経験者）	行政事務	654	465	71.1	41	40	12	38.8
	社会福祉	49	40	81.6	36	34	13	3.1
	土 木	21	16	76.2	14	12	8	2.0
	電 気	17	12	70.6	10	10	5	2.4
	機 械	21	19	90.5	17	16	7	2.7
	建 築	18	12	66.7	10	7	4	3.0
	小 計	780	564	72.3	128	119	49	11.5

試 験 実 施 結 果

受 験 資 格	公告日	第 1 次試験		第 2 次試験		名 簿 確 定 日
		実施日	科 目	実施日	科 目	
1 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 2 平成11年4月2日以降生まれで次のいずれかに該当する人 (1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込の人 (2) 川崎市人事委員会が(1)に該当する人と同等の資格があると認める人	6/17	6/28 7/13 14 15 16 17	総合筆記試験 面談試験	7/31 8/ 3 4 5 6 7 11 12 13 14 17 18	面接試験 (全区分) 小論文試験 (行政事務、 学校事務、 消防士のみ) 身体検査 (消防士の み)	8/26
身体的条件及び日本国籍		6/28 7/17	教養試験 体力検査	7/31		
1 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 2 平成11年4月2日以降生まれで次のいずれかに該当する人 (1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込の人 (2) 川崎市人事委員会(1)に該当する人と同等の資格があると認める人	11/25	1/10	専門試験 小論文試験	1/28	面接試験	2/3
昭和36年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人	8/6	10/18 11/7 10/18	教養試験 経験小論文 試験 面談試験 (行政事務のみ)	11/28 29	面接試験	12/9

試 験 区 分		申込者数 A	第 1 次 試 験			第 2 次試験 受 験 者 数	最 終 合格者数 C	競争倍率 B / C
			受 験 者 数 B	受 験 率 B / A	合格者数			
高 校 卒 程 度	行政事務	188	144	76.6	45	33	15	9.6
	土 木	2	2	100.0	1	1	1	2.0
	電 気	1	1	100.0	1	1	1	1.0
	機 械	1	1	100.0	-	-	-	-
	建 築	-	-	-	-	-	-	-
	消 防 士	206	143	69.4	51	47	28	5.1
	小 計	398	291	73.1	98	82	45	6.5
就 職 氷 河 期	行政事務	578	437	75.6	17	17	5	87.4
合 計		4,017	2,695	67.1	830	802	460	5.9

受 験 資 格		公告日	第 1 次試験		第 2 次試験		名 簿 確 定 日
			実施日	科 目	実施日	科 目	
平成11年4月2日から 平成15年4月1日まで に生まれた人		6/17	9/27	教養試験	10/21 28 29	面接試験 作文試験	11/18
				教養試験 専門試験	10/28 29	面接試験	
	身体的条件及び日本国籍		9/27 10/ 9	教養試験 体力検査	10/21 28 29	面接試験 作文試験 身体検査	
昭和45年4月2日から 昭和61年4月1日まで に生まれた人		8/6	10/18	教養試験 作文試験	11/28	面接試験	12/9

表2 令和2年度 採用

選 考 区 分		申 込 者 数 A	第 1 次 選 考			第 2 次 選 考 受 験 者 数	最 終 合 格 者 数 C	競 争 倍 率 B/C
			受 験 者 数 B	受 験 率 B/A	合 格 者 数			
		人	人	%	人	人	人	倍
資 格 免 許 職	薬 剂 師	27	22	81.5	16	16	13	1.7
	獣 医 師	10	9	90.0	6	5	3	3.0
	保 健 師	36	25	69.4	20	19	14	1.8
	保 育 士	46	32	69.6	24	20	7	4.6
	栄 養 士	41	30	73.2	11	10	6	5.0
	臨床検査技師	26	18	69.2	12	11	4	4.5
	学校栄養職	23	18	78.3	7	7	3	6.0
	小 計	209	154	73.7	96	88	50	3.1
障 害 者	障害者 行政事務	162	115	71.0	32	26	6	19.2
	障害者 行政事務 (第2回)	107	67	62.6	34	33	4	16.8
	小 計	269	182	67.7	66	59	10	18.2
技能 業務	技能・業務	53	47	88.7	38	38	30	1.6
合 計		531	383	72.1	200	185	90	4.3

選 考 実 施 結 果

受 験 資 格		公告日	第 1 次選考		第 2 次選考		合格者 名 簿 確定日
			実施日	科 目	実施日	科 目	
昭和61年4月2日以降 に生まれた人	薬剤師免許を有する人又は令和3 年春までに行われる国家試験により 取得見込の人	6/17	6/28 7/13 14 16	総合筆記 試験 面談試験	8/ 4		8/26
	獣医師免許を有する人又は令和3 年春までに行われる国家試験により 取得見込の人						
	保健師免許を有する人又は令和3 年春までに行われる国家試験により 取得見込の人						
平成3年4月2日以降 に生まれた人	保育士の資格を有する人又は令和 3年春までに行われる国家試験に より取得見込の人	6/17	9/27	総合筆記 試験	10/27	面接試験	11/18
	栄養士の免許を有する人又は令和 3年春までに行われる国家試験に より取得見込の人						
	臨床検査技師の免許を有する人又 は令和3年春までに行われる国家 試験により取得見込の人						
	栄養士の免許を有する人又は令和 3年春までに行われる国家試験に より取得見込の人						
昭和50年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人		6/17	11/1	教養試験 作文試験	12/1	面接試験	12/9
昭和51年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人		12/23	3/21	教養試験 作文試験	(R3) 4/10	面接試験	(R3) 4/21
昭和56年4月2日以降 に生まれた人		7/21	9/27	教養試験 作文試験	10/20	体力検査 面接試験	11/18

表3 令和2年度 昇 任

試験区分	申込者数 A	第1次試験			第2次試験 受験者数	最終合格者数 C	競争倍率 B/C
		受験者数 B	受験率 B/A	合格者数			
消防司令補	115 人	113 人	98.3 %	36 人	36 人	30 人	3.8 倍
消防士長	212	210	99.1	53	53	35	6.0
合 計	327	323	98.8	89	89	65	5.0

試 験 実 施 結 果

受 験 資 格	実施 決定日	第 1 次試験		第 2 次試験		名簿 確定日
		実施日	科 目	実施日	科 目	
消防士長としての実務経験年数が3年以上で59歳以下の者	6/17	9/9	論文、総務 警防、予防 勤務実績等	11/19 11/20	面接 実技(訓練礼式、 現場実務)	12/9
消防士又は消防副士長で、在職年数2年以上を有し、かつ年齢が24歳以上59歳以下の者	6/17	9/8	論文、総務 警防、予防 勤務実績等	11/17 11/18	面接 実技(訓練礼式)	12/9
(注) 実務経験年数及び在職年数の基準日は、R3. 3. 31現在である。 (注) 年齢の基準日は、R3. 4. 1現在である。						

表4 令和2年度 昇 任

選 考 区 分		申込者数	第 1 次選考			第 2 次選考	最 終 合格者数	競争倍率
			受験者数	受験率	合格者数	受験者数		
		A	B	B/A			C	B/C
係 長	一般事務職	人 958	人 833	% 87.0	人 124	人 124	人 109	倍 7.6
	社会福祉職	101	88	87.1	11	11	8	11.0
	土木職	248	228	91.9	14	14	11	20.7
	電気職	74	62	83.8	11	11	8	7.8
	機械職	58	54	93.1	10	10	7	7.7
	建築職	86	82	95.3	14	14	12	6.8
	化学職	41	35	85.4	2	2	1	35.0
	保育士	165	155	93.9	6	6	4	38.8
	薬剤師	25	22	88.0	2	2	1	22.0
	獣医師	22	20	90.9	2	2	1	20.0
	栄養士	15	14	93.3	2	2	1	14.0
	保健師	23	21	91.3	6	6	4	5.3
	看護師	120	117	97.5	6	6	4	29.3
	小 計	1,936	1,731	89.4	210	210	171	10.1
消防司令		65	65	100.0	25	25	18	3.6
合 計		2,001	1,796	89.8	235	235	189	9.5

選 考 実 施 結 果

受 験 資 格	実施 決定日	第 1 次選考		第 2 次選考		名簿 確定日
		実施日	科 目	実施日	科 目	
R2. 4. 1現在、 選考区分に対応する 職種の在職期間を 1年以上有し、かつ R3. 3. 1現在、 引き続き5年以上の 本市在職期間を有 する者	S36. 4. 2 から S63. 4. 1 までに 生まれた者	5/27	9/27	勤務実績 教養試験	10/22 記述式行政判断 10/30 11/2 11/5 11/6 面 接	11/25
R3. 3. 31現在、消防司令補としての 実務経験年数が4年以上で、R3. 4. 1現在、59歳以下の者		6/17	9/10	論文、総務 警防、予防 勤務実績等	11/19 11/20 実科、面接	12/9

表5 令和2年度 転 任

種類	試験区分	申込者数 A	第 1 次 試 験			第2次試験 受験者数	最 終 合格者数 C	競争倍率 B/C
			受験者数 B	受 験 率 B/A	合格者数			
転 任	行 政 事 務	人 91	人 87	% 95.6	人 8	人 8	人 3	倍 29.0
	土 木	-	-	-	-	-	-	-
	電 気	-	-	-	-	-	-	-
	機 械	3	3	100.0	0	-	-	-
	合 計	94	90	95.7	8	8	3	30.0

表 6-1 令和2年度 臨時的任用承認状況

単位:件

職 任命権者	事務職員		技術職員		技能職員		業務職員		合計
	新規	更新	新規	更新	新規	更新	新規	更新	
市 長 事 務 部 局	56	1	14	1	0	0	0	0	72
上 下 水 道 局	3	0	7	0	0	0	0	0	10
交 通 局	1	1	0	0	0	0	0	0	2
病 院 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消 防 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会事務局	4	1	0	0	0	0	0	0	5
合 計	64	3	21	1	0	0	0	0	89

試 験 実 施 結 果

受 験 資 格			第 1 次試験		第 2 次試験		名 簿 確 定 日
			実施日	科 目	実施日	科 目	
S45. 4. 2以降 に生まれた 人	H28. 4. 1 以前 からの 在職者	事務、技術、技能、業 務職員及び消防職員で 主任以下の者	9/27	教養試験	10/23 26	面接試験 作文試験	11/18
				教養試験 専門試験		面接試験	

表 6－2 令和2年度 臨時的任用承認状況(教職員関係)

単位:件

職	新規	更新	小計	合計
教 諭	291	259	550	613
養 護 教 諭	14	14	28	
学 校 事 務	12	9	21	
学 校 栄 養	3	3	6	

表7 令和2年度 採用候補者（合格者）名簿選択状況

令和3年6月1日現在

区 分		名簿登載数 A 人	採 用 数 B 人	採 用 率 B/A %	辞 退 者 数 C 人	名 簿 残 数 A-B-C 人	
競 争 試 験	大学卒程度	行政事務	209	149	71.3	60	—
		社会福祉	35	26	74.3	9	—
		心 理	7	4	57.1	3	—
		学校事務	6	6	100.0	—	—
		土 木	14	12	85.7	2	—
		電 気	10	9	90.0	1	—
		機 械	5	4	80.0	1	—
		造 園	5	3	60.0	2	—
		建 築	12	10	83.3	2	—
		化 学	4	3	75.0	1	—
		消 防 士	41	24	58.5	17	—
		小 計	348	250	71.8	98	—
	大学卒程度（第2回）	土 木	6	5	83.3	1	—
		電 気	5	4	80.0	1	—
		機 械	2	2	100.0	—	—
		小 計	13	11	84.6	2	—
	大学卒程度（経験者）	行政事務	12	7	58.3	5	—
		社会福祉	13	9	69.2	4	—
		土 木	8	4	50.0	4	—
		電 気	5	4	80.0	1	—
		機 械	7	4	57.1	3	—
		建 築	4	1	25.0	3	—
		小 計	49	29	59.2	20	—
		高校卒程度	行政事務	15	11	73.3	4
	土 木		1	1	100.0	—	—
	電 気		1	1	100.0	—	—
機 械	—		—	—	—	—	
建 築	—		—	—	—	—	
消 防 士	28		16	57.1	12	—	
小 計	45		29	64.4	16	—	
就職水河原	行政事務	5	4	80.0	1	—	
選 考	薬 剤 師	13	11	84.6	2	—	
	獣 医 師	3	3	100.0	—	—	
	保 健 師	14	8	57.1	6	—	
	保 育 士	7	5	71.4	2	—	
	栄 養 士	6	5	83.3	1	—	
	臨床検査技師	4	3	75.0	1	—	
	学 校 栄 養 職	3	3	100.0	—	—	
	小 計	50	38	76.0	12	—	
	障害者行政事務	6	5	83.3	1	—	
	障害者行政事務(第2回)	4	3	75.0	—	1	
	小 計	10	8	80.0	1	1	
	技能・業務	30	29	96.7	1	—	
合 計		550	398	72.4	151	1	

表8 令和2年度 採用試験(選考)年齢別合格状況

令和3年6月1日現在(単位:人)

区分		年齢		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40 ～ 49	50 ～ 59	計	
大学 卒程度	行政事務					140	21	11	11	7	9	5	5															209	
	社会福祉					22	1	4		2	1	3	2															35	
	心 理					3		3		1																		7	
	学校事務					1	1	1				1	2															6	
	土 木					7	1	3	2	1																		14	
	電 気					5		1		2		1	1															10	
	機 械					3	1			1																		5	
	造 園					1	1	1	1			1																5	
	建 築					3		5	1	3																			12
	化 学					1			1					2															4
	消 防 士					32	3	1	3	1	1																		41
		小 計					218	29	30	19	18	11	11	12															348
大学 卒程度 （第2回）	土 木					1			2	2		1																6	
	電 気					1		1			1	1	1															5	
	機 械					1	1																					2	
	小 計					3	1	1	2	2	1	2	1															13	
大学 卒程度 （経験者）	行政事務																1	1		2	2	1			1	4		12	
	社会福祉																	1	1				1		2	7	1	13	
	土 木															1	1	1					1	1		3		8	
	電 気																	1	1		2					1		5	
	機 械																	1	3				1	1		1		7	
	建 築																			1	1					1	1	4	
	小 計															1	4	7	2	3	4	2	3	1	3	17	2	49	
高校 卒程度	行政事務	6	3	6																								15	
	土 木	1																										1	
	電 気				1																							1	
	機 械																											-	
	建 築																											-	
	消 防 士	8	10	3	7																							28	
	小 計	15	13	9	8																							45	
就職氷河期	行政事務																				2				3		5		
薬 剤 師							6		1	1	1	1					1	2										13	
獣 医 師								1	1							1												3	
保 健 師					4	1	3	2		1						1		1	1									14	
保 育 士					5						1	1																7	
栄 養 士					5		1																					6	
臨床検査技師					3	1																						4	
学校栄養職					2									1														3	
	小 計					19	2	10	3	2	3	2	2			2		2	3									50	
障害者行政事務					1			1																1		3		6	
障害者行政事務(第2回)										1				1												2		4	
	小 計				1			1		1			1											1		5		10	
技能・業務						2		1	1	2	1	2				1	3	2	1	4	1	4		3	2			30	
合 計		15	13	9	9	242	32	43	25	25	16	17	16			2	9	9	5	10	5	8	3	5	5	25	2	550	

図1 採用試験実施結果の推移

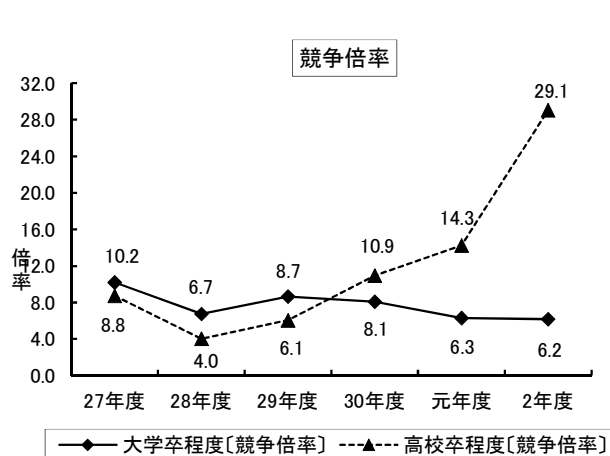
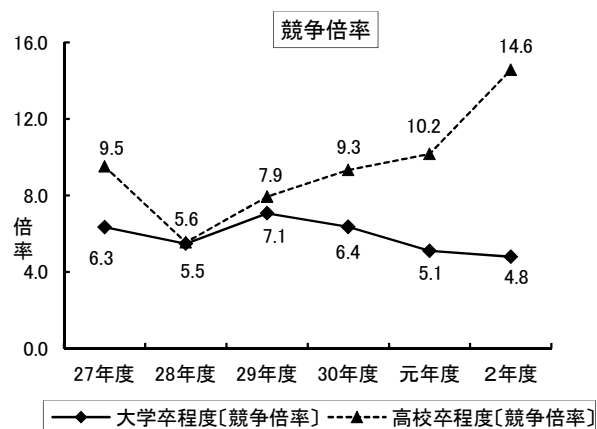
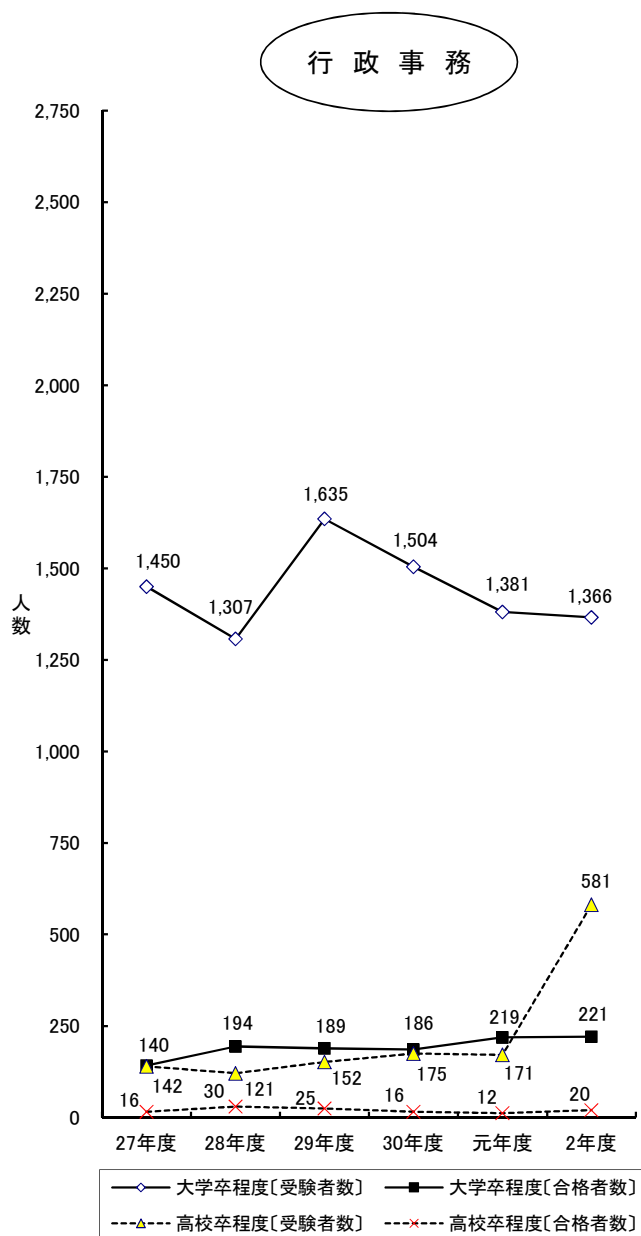
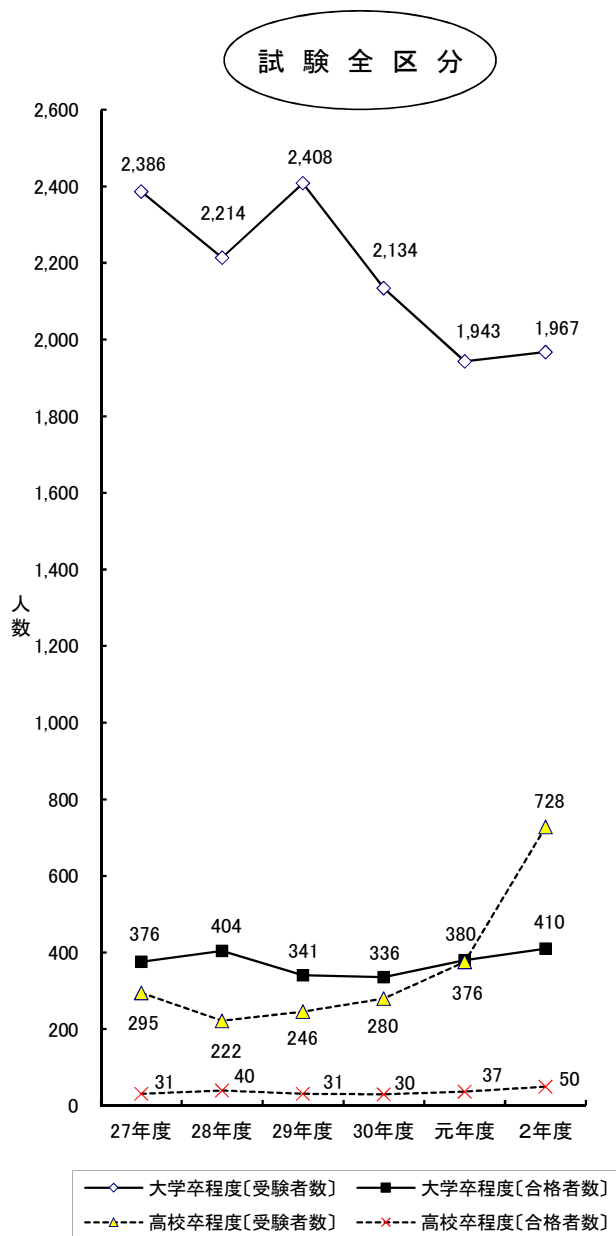
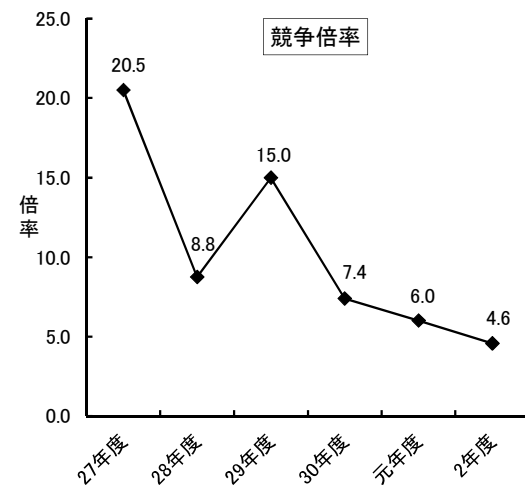
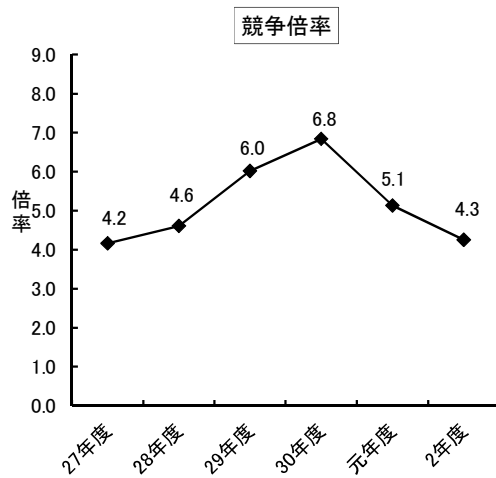
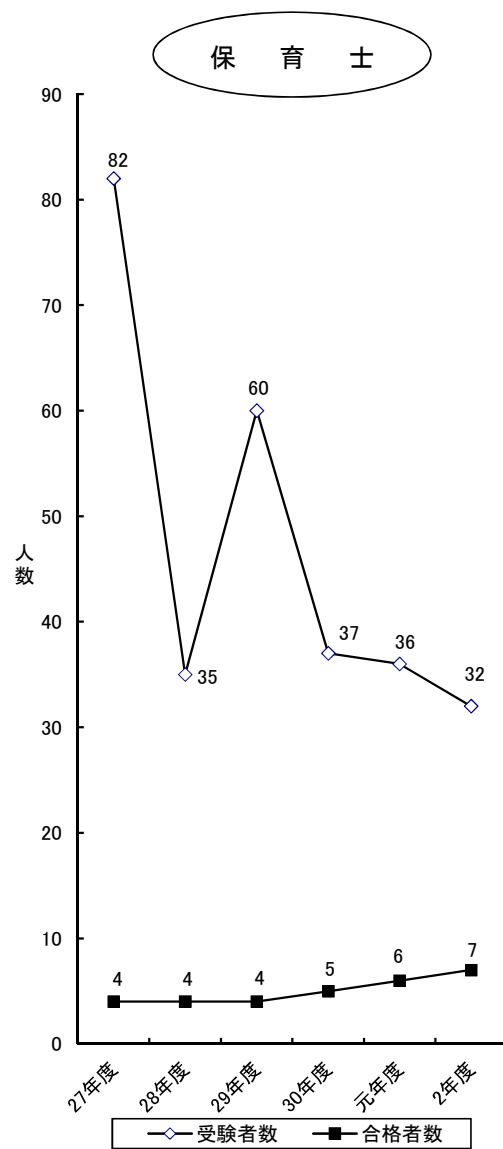
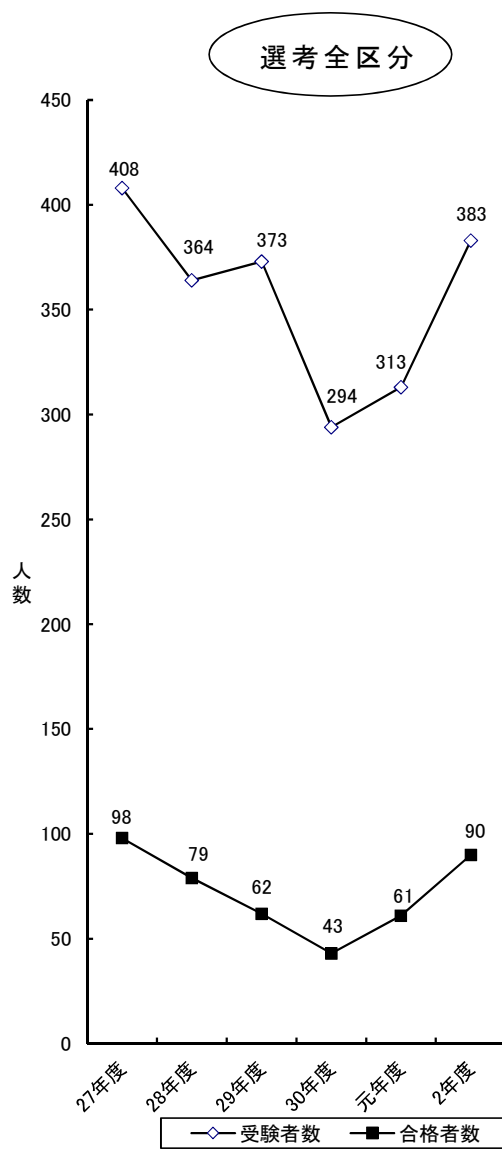


図2 採用選考実施結果の推移



2 給与、その他の勤務条件

(1) 職員の給与に関する報告及び勧告

本委員会は、令和2年10月22日、市議会及び市長に対して、職員の特別給等について報告し、併せてその改定について勧告を行った。また、令和2年12月7日、職員の月例給等について報告を行った。その内容は、次のとおりである。

報 告（令和2年10月22日）

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態を把握するとともに、職員の給与を決定する基礎的諸条件について調査、研究を行ってきた。その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与等の実態

本委員会が、本年4月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、企業職員を含む本市の一般職の職員は17,337人であり、このうち「川崎市職員の給与に関する条例」適用の職員（14,649人、平均年齢41.0歳）の平均給与月額、406,741円（給料332,565円、扶養手当7,667円、地域手当55,458円、その他11,051円）となっている。

また、行政職給料表(1)の適用職員（5,988人、平均年齢41.6歳）の平均給与月額は、406,761円（給料329,305円、扶養手当7,994円、地域手当55,552円、その他13,910円）となっている。

なお、本委員会の勧告の対象は、行政職給料表(2)の適用職員及び企業職員を除く一般職の職員である。

2 民間の給与等の実態

本委員会は、例年のとおり、人事院、神奈川県人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の491事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された111事業所について行ったものである。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な特別給等に関する調査を6月29日から先行して実施した。調査内容は、公務と類似すると認められる職種に従事する者に、昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給の支給状況等となっている。

他方、実地調査が基本となる月例給に関する調査については、調査員に感染予防対策を徹底した上で、8月17日から9月30日までの期間で実施することとした。調査内容は、公務と類似すると認められる職種に従事する者に、本年4月分として支払われた給与月額等となっている。

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.45月分相当となっている。

(2) 冬季賞与の考課査定分の配分状況

民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況については、一般の従業員（係員）で48.8%、課長級で56.9%、部長級で59.9%となっている。

3 民間給与との比較

職員の給与等の実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表(1)の適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、主な給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較を行っているところである。

本年においても、8月17日から9月30日までの期間に実施した職種別民間給与実態調査の結果に基づき、別途、4月分の給与について公民較差を算出することとする。

4 本年の給与の改定

以上述べた本市の職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適応したものとするため、本委員会としては、次のとおり措置する必要があると考える。

(1) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.50月分）が、民間事業所の特別給の支給割合（4.45月分）を上回っていることが判明した。このことから、期末・勤勉手当の支給月数を0.05月分引き下げ、4.45月分とする。

併せて、特定任期付職員、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員についても所要の措置を行うこととする。

(2) 月例給

月例給については、前記3の方法により算出した公民較差に基づき、別途、必要な報告及び勧告を行うこととする。

5 おわりに

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するための代償措置としての意義を有し、地方公務員法による情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準と民間の給与水準との均衡を図ることを基本とし、国や他都市の職員の給与等も考慮して行われるものである。

今回の勧告は、民間事業所における特別給の支給状況との均衡を考慮し、期末・勤勉手当についての引下げを行うこととする内容となった。

本委員会は、今後とも民間給与を的確に反映させた勧告を行い、中立的・専門的な第三者機関としての役割を適切に果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、給与勧告制度が果たしている役割を理解され、勧告を実施されるよう要請する。

勧 告

本委員会は、職員の給与について、以上に述べた報告に基づき、次の措置を執られるよう勧告する。

1 諸手当

期末・勤勉手当については、報告で述べた事項を考慮し、国及び他都市の動向を勘案して引下げ改定を行うこと。

2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

報 告（令和2年12月7日）

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態を把握するとともに、職員の給与を決定する基礎的諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与等の実態

本委員会が、本年4月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、企業職員を含む本市の一般職の職員は17,337人であり、このうち「川崎市職員の給与に関する条例」適用の職員（14,649人、平均年齢41.0歳）の平均給与月額は、406,741円（給料332,565円、扶養手当7,667円、地域手当55,458円、その他11,051円）となっている。

また、行政職給料表(1)の適用職員（5,988人、平均年齢41.6歳）の平均給与月額は、406,761円（給料329,305円、扶養手当7,994円、地域手当55,552円、その他13,910円）となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている、本年度の新規学卒の採用者を除いた職員（5,862人、平均年齢42.0歳）の平均給与月額は、410,926円（給料332,530円、扶養手当8,166円、地域手当56,129円、その他14,101円）となっている。

なお、本委員会の勧告の対象は、行政職給料表(2)の適用職員及び企業職員を除く一般職の職員である。

2 民間の給与等の実態

本委員会は、例年のとおり、人事院、神奈川県人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の491事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された111事業所について行ったものである。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な特別給等に関する調査を6月29日から先行して実施した。その調査結果に基づき、本年10月22日、職員の特別給の支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行った。

その際、月例給に関しては、本年8月17日から9月30日までの期間で調査を実施するとともに、その調査結果に基づき、本年4月分として支払われた給与月額等について公民較差を算出し、必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところである。

本年の職種別民間給与実態調査のうち、月例給等に関する調査についての主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給

事務・技術関係新規学卒者の本年4月の初任給の平均額は、大学卒で212,421円、短大卒で185,431円、高校卒で173,164円となっている。

(2) 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で42.7%、高校卒で22.1%であり、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で41.5%、高校卒で42.4%、据え置いた事業所の割合は、大学卒で58.5%、高校卒で57.6%となっている。

(3) 家族手当

家族手当制度がある事業所の割合は77.4%であり、その平均支給月額配偶者13,214円、配偶者と子1人の場合20,847円、配偶者と子2人の場合27,521円となっている。

(4) 給与改定の状況

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は40.6%、ベースアップを中止した事業所の割合は10.6%となっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は80.3%となっている。

3 民間給与との比較

職員の給与等の実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表(1)の適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、主な給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較を行った。

その結果、職員の給与(410,926円)が民間給与(411,004円)を78円(0.02%)下回っていることが明らかとなった。

4 国家公務員給与との比較

「地方公務員給与実態調査」(総務省)によると、昨年4月時点における、国家公務員の行政職俸給表(一)適用職員とこれに相当する本市職員について、学歴別・経験年数別に比較を行った本市職員の給料月額の上昇率は、101.1(国家公務員を100とする。)となっている。

5 物価及び生計費等

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ全国では0.1%、本市では0.1%上昇している。

本委員会が「家計調査」(同省)及び「全国消費実態調査」(同省)を基礎に算定した本年4月における本市の標準生計費は、1人世帯で143,520円、2人世帯で182,870円、3人世帯で197,560円、4人世帯で212,260円となっている。

本年4月時点の神奈川県最低賃金は、時間額1,011円となっており、本年10月からは時間額1,012円に改定されている。

6 本年の給与の改定

以上述べた本市の職員の給与決定に係る基礎的諸条件を総合的に勘案すると、社会一般の情勢におおむね適応しているものと判断し、月例給に関して、本委員会としては、次のとおりと考える。

本年においては、既に述べたとおり、行政職給料表(1)の適用職員の給与については、4月時点で、職員の給与が民間給与を78円(0.02%)下回っているものの、おおむね均衡していることが判明した。

行政職給料表(1)については、較差が極めて小さいことから、改定を行わないこととする。

行政職給料表(1)以外の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を考慮し、改定を行わないこととする。

諸手当については、民間事業所の各手当の支給状況等を踏まえると、今回のような極めて小さな較差の中で改定する特段の必要性は認められないことから、改定を行わないことが適当である。

7 人事管理に関する報告及び意見

(1) 勤務環境の整備と働き方・仕事の進め方改革

「川崎市働き方・仕事の進め方改革推進プログラム」(以下「改革推進プログラム」という。)はこれまで、多くの取組により着実に効果を上げてきた。新型コロナウイルスの感染拡大等に伴い、社会全体において働き方の大きな見直しが求められる中、本市においても、働きやすい職場環境の実現に向けた各種取組の一層の推進を図る必要がある。

ア 長時間勤務の是正

職員の時間外勤務は、これまでの取組が奏功し長期的には縮減傾向にあるが、令和元年度の1人当たりの時間外勤務時間数は、災害対応などの突発的な業務の影響もあり平成29年度の「改革推進プログラム」策定後、前年度比で初めて増加に転じた。また、長時間勤務となっている職員は未だ相当数存在しており、その是正は引き続き取り組むべき喫緊の課題である。今後も長時間勤務の是正を推進するためには、現行の取組に加え、様々な方向から新しい手立てを講じていく必要がある。

本委員会は、昨年4月に時間外勤務の上限時間等や年5日の年次休暇の確実な取得を規則に定めたところである。時間外勤務に関し、任命権者は、eラーニングや局・区働き方・仕事の進め方改革推進会議などの枠組みを活用し、令和元年度に上限時間等を超えて命じた時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を実施した。さらに、それらを踏まえた業務分担の見直し、平準化や応援体制の構築などの対策について全庁的な共有を行っており、これらが今後の長時間勤務の是正に資することに期待する。年次休暇については、本年3月に策定された「第5期川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」において、職員の年次休暇取得率を80%以上とする目標について、令和6年度までに達成することとされた。任命権者にとっては職員の時間外勤務の縮減や年次休暇の取得の促進に引き続き努めるとともに、時間外勤務の要因に係る整理、分析及び検証の結果を適切に共

有し、今後の取組に活用されたい。

長時間勤務の是正のためには、各職場における対策のほか、全庁的な勤務環境の整備を通じて業務の効率化を図ることも重要である。任命権者においては、ＩＣＴの活用などを含めた業務効率化の推進にも引き続き取り組まれない。

また、労働安全衛生の観点からは、全ての職員について勤務時間等の適正化が求められるところである。任命権者は、本年４月から、管理職について非管理職と同様に職員情報システムによる時間外勤務の把握を開始した。このほか、教育職員については、本年６月、文部科学省の指針を受けて、業務量の適切な管理を目的とした教育委員会規則が制定され、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限を原則として１箇月につき４５時間及び１年につき３６０時間とし、その範囲内で業務量の適切な管理を行うものとしている。これらの取組に基づき、勤務時間等の適正な把握及び管理を進め、一層の職員の安全と健康の確保に努められたい。

イ ハラスメント対策

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力の発揮を妨げるとともに、メンタルヘルスや職場環境に悪影響を及ぼし、その結果、職場の効率的な運営に支障を来すものである。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）の改正により、本年６月からパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられるとともに、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児介護休業法）の改正により、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメントの防止対策が強化された。本市では、以前からこうした対策に取り組んできたところであるが、今回の法改正を契機として、関係要綱及びハラスメント防止を周知するためのパンフレットを一部改正し、庁内に改めて通知を行った。

任命権者においては、これまでも、階層別研修などの機会を通じて職員への意識付けを行うとともに、川崎市職員のハラスメント相談の専門相談員を務めている弁護士を講師に招いて各局区の人事担当課長等を対象とした研修を実施したところである。今後も、ハラスメントを未然に防ぎつつ、職員が能力を十分発揮できる良好な職場環境づくりに向けた取組を積極的に進められたい。

なお、本市では、令和元年１２月に川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例が制定され、令和２年７月１日に全面施行されたところである。市職員には、市民の模範となるべき高い人権意識が求められており、これを機に、職員一人ひとりが改めて人権について認識を深めることを期待する。

ウ メンタルヘルス対策

本市の令和元年度における長期療養者に占める「精神及び行動の障害」いわゆるメンタルヘルス不調者の割合は前年度から増加しており、今後も引き続きメンタルヘルス対策の取組を強化していくことが重要である。

本市では、「川崎市職員メンタルヘルス対策第２次推進計画」（以下「第２次推進計画」という。）を昨年４月に策定し、セルフケアの推進、ラインによるケアを強化し健康で働きやすい職場環境づくりの推進、早期発見・早期対応のための相談体制の充実、復職支援システムの推進と再発予防の取組強化の４つの目標に基づく取組を推進している。

昨年度には、「第２次推進計画」に基づき、産業医、学識経験者等で構成されるメンタルヘルス１次予防対策専門部会を新たに設置した。部会では、セルフケア、職場環境改善、過重労働対策等の職場における効果的かつ効率的なメンタルヘルス１次予防対策の推進と対策を支援する産業保健スタッフの体制構築を進めており、今後、その効果が期待される。また、自殺が社会問題となっている中で、自殺予防を日常のメンタルヘルス対策に取り入れることができるよう管理監督者向けの手引「メンタルヘルスと自殺予防」を作成し、自殺予防の普及啓発と推進を図った。自殺予防については、事前予防、危機対応等が重要であることから、今後とも管理監督者、産業保健スタッフ等の緊密な連携を図られたい。

「第２次推進計画」は令和元年度から令和５年度までを計画期間としており、計画期間中に中間評価を行うとともに必要に応じて計画内容の見直しや修正を行いながら、より効果的かつ効率的に取組を推進することとしている。任命権者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大がメンタルヘルスに及ぼす影響などの環境変化等にも留意しつつ、「第２次推進計画」に基づく各取組の着実な推進に向けて、引き続き多様な視点から検討を行い、メンタルヘルス対策を強化されたい。

エ 高齢期の雇用の在り方

公務員の定年延長は、高齢期の雇用の在り方に係る重要な課題として議論がなされてきたところであるが、政府は、本年3月、地方公務員法の一部を改正する法律案を通常国会に提出した。この法律案では、地方公務員の定年年齢を令和4年度から令和12年度までの期間で段階的に65歳まで引き上げることのほか、管理監督職の役職定年制、定年前再任用短時間勤務制、定年が段階的に引き上げられる期間における経過的な再任用制度など、定年年齢の引上げに伴う新たな制度の具体的な形が示された。法律案は、本年の通常国会での成立が見送られ継続審議となっているが、本市においても、定年延長を含めた高齢期の雇用について、法律案の趣旨や国及び他都市の動向を踏まえ、雇用と年金の接続を図りながら適切に対応していく必要がある。

定年年齢の引上げ後、職員が60歳を超える年齢となっても引き続き活躍していくためには、適切な給与水準のほか、知識や経験を踏まえた人事配置の実現を通じて勤務意欲の維持向上を図ることが重要である。60歳を超える職員の給与水準や人事配置については、国の動向を注視しつつ本市の状況を適切に反映したものとすることが求められる。今後は、既に導入が予定されている55歳を超える職員の昇給基準の見直しのほかにも、最高号給を含む高位の号給を受けている職員が昇格した場合の給料月額を増加額を縮減するなど、60歳前の給与水準も含めて、その在り方を引き続き検討していくことが望ましい。また、組織の新陳代謝を図りつつ、高齢層職員が自身の知識や経験を活用し、意欲的に働くことのできる職場の実現にも努められたい。

オ 多様な働き方の推進

多様な働き方の実現は、将来にわたるより良い市民サービスの安定的な提供を可能とするための重要な課題である。本市では、「改革推進プログラム」に基づき、多様な働き方の推進に向け、ワークスタイル変革、女性活躍推進・次世代育成支援（ワーク・ライフ・バランス）、障害者雇用の拡大等の様々な観点から取組を進めてきた。

本年は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、本市では業務継続計画（BCP）を発動するに至った。任命権者は、従前から推進していたワークスタイル変革等に関する取組の活用に加え、特例的な在宅勤務の実施、時差勤務の1週間当たりの上限回数の緩和、サテライトオフィスの利用時間の緩和等の措置を講じ、感染拡大防止のため人との接触機会の低減を図ったところである。BCPの解除後も柔軟な勤務体制を継続しており、また、今後も災害等の非常時における業務継続性を確保するため、テレワーク環境の整備を一層推進することとしている。新型コロナウイルスの感染拡大がもたらしたこの難局における対応については、その効果と課題を検証し、非常時に対する備えのみならず、今後の多様な働き方の推進に活用していくことが重要である。現下の状況を契機として今後を見据え、引き続き効果的に取組を進められたい。

本市は、本年3月に、職員が仕事と子育てを両立することのできる職場環境の整備について更なる推進を図るため、「第5期川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」を策定した。本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とし、男女共同参画の観点から令和6年度までに男性職員の育児休業の取得率を30%以上にすること等を目標としている。今年度は本計画に基づき、これまで管理職を対象に実施してきたイクボス研修に加え、新たに課長補佐及び係長級職員を対象としたプレイクボス研修を実施したところである。職員のワーク・ライフ・バランスの実現においては、各職員が抱える様々な事情を互いに理解し、補い合う意識を醸成することが不可欠と考えられる。今後においても、引き続き実効性のある取組の推進を期待したい。

障害者雇用に関する取組として、各任命権者において本年4月に「障害者活躍推進計画」を策定した。令和2年度から令和3年度までの2年間の計画期間とし、職務の選定・創出・マッチング、環境整備、人事管理等の分野に注力するとともに、取組状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行うこととしている。職員同士が協力し合い個々の能力を十分に発揮できるよう、障害者である職員を含む全ての職員にとって働きやすい職場環境の整備に努められたい。

(2) 人材の確保・育成

ア 人材の確保

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等を背景として、近年は民間企業や国、地方自治体を問わず人材獲得競争が激しく、本市においても依然として職員採用を取り巻く環境は厳しい。このような状況下で、多様で有為な人材を安定的に確保することは重要な課題である。

本年は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により採用説明会が中止になるなど、例年と異なる採用活動が必要となる中、本委員会は、積極的にインターネットを利用した広報等を行っている。SNSを活用した広報を強化するとともに、市長自らが本市の魅力や働きがいなどを伝えるメッセージ動画をホームページ上に掲載するなどの取組を通じて、本市への受験意欲の喚起を図ったところである。

また、特に採用活動が競合する傾向にある専門職の人材確保に向け、専門職の業務に興味・関心のある学生等を対象に、本市の専門職が活躍する現場を巡るバスツアーや職場紹介のためのセミナー等を実施してきた。今年度については、「川崎市職員採用案内ー技術職員編ー」を「川崎市専門職シゴト紹介パンフレット」として刷新し、新たに社会福祉職・心理職・保健師の業務を紹介するページを設けるなど内容を充実させた。

本委員会は、社会環境の変化に合わせた効果的な手法を引き続き検討しつつ、任命権者と連携しながら人材の確保に向けた取組を推進していく。

イ 人材の育成

本市では、平成28年3月に策定された「川崎市人材育成基本方針」に基づき、人材育成に関する様々な取組を実施している。

とりわけ、人材育成において管理監督者が担う役割は大きく、任命権者は、各種研修や支援ツールの提供等を通じて、管理監督者のマネジメント力強化に向けた取組を推進してきた。管理監督者が、自己の能力の開発・伸長に努め、主体的かつ積極的に職場での人材育成に取り組むとともに、職員の能力が最大限に発揮される職場環境を構築するよう、引き続き取組を進められたい。

また、職員のキャリア形成や職務遂行上の課題・悩みの解決を図る取組としてメンター制度を実施してきたところであり、今年度は、その一環として、庁内の電子掲示板上で相談ができ、匿名投稿も可能とする「プチメンター相談室」の運用が開始された。メンター制度の利用によって、メンターには人材育成意識やコミュニケーションスキルの向上、メンティには課題・悩みの解決やモチベーションの向上などの効果が見込まれ、今後の利用促進が期待される。

さらに、将来にわたり人材を継続的に育成していくためには、職員一人ひとりが昇任を含めた自身のキャリアプランについて意識できるような機会の提供等、キャリア形成上の支援が必要である。任命権者においては、職員が明確なキャリアプランを持ちながらいきいきと働けるよう、「川崎市人材育成基本方針」を踏まえた取組を行うことを期待する。

eラーニング研修については、従前から利用されているところであるが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により中止となった集合研修の代替としても機能している。感染拡大の予防を図りつつ、研修機会を確保するため、ICT、インターネット等も活用しながら、職員の人材育成を進めていくことが望ましい。

人材育成に関する取組は、中長期的な視点で実施されることにより大きな効果を発揮するものである。任命権者においては、各取組について検証し改善を図りながら、着実に推進されたい。

(3) 市民からの信頼確保

盗撮、痴漢、飲酒運転による事故等の私生活上の不祥事や、個人情報記載された書類の紛失、使用料の誤徴収等の事務執行上の不祥事が、昨年度から今年度にかけて相次いで発生しており、公務員としての職の信用を傷つける事態を招いていることは誠に遺憾である。

任命権者においては、これまでも各種通知・通達の発出、管理職を含む職員への研修等の取組を行ってきたところであるが、引き続き、様々な機会を通じて職員の自覚を促し、厳正な服務規律の確保と公務員倫理の確立に取り組まれたい。

特に、地方自治法の改正により今年度から本格導入された内部統制においては、対象とする財務及び情報管理に関する事務について、主に全庁にわたる事務を中心にリスクの洗い出しを行い、これを対策例等と併せて一覧にした「リスクチェックリスト」を用いるなど、本市独自の取組を実施している。今後も引き続き、事務の適正な実施等に関する信頼性を確保するための取組を着実に推進されたい。

また、本年4月、服務監察、内部統制、行政不服審査等に関する業務を一体的に扱う部署としてコンプライアンス推進室が新設されたところであり、信頼確保に向けた様々な取組の相乗的な効果が現れることを期待する。

職員一人ひとりに対しては、不祥事や業務執行上のミスの発生が、市政に対する市民の信頼を失墜させる結果につながることを改めて認識し、高い規範意識と強い責任感を持って、職務に精励することを望む。

8 おわりに

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するための代償措置としての意義を有し、地方公務員法による情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準と民間の給与水準との均衡を図ることを基本とし、国や他都市の職員の給与等も考慮して行われるものである。

本年は、月例給の改定は行わないこととしたが、本委員会は、今後とも民間給与を的確に反映させた勧告を行い、中立的・専門的な第三者機関としての役割を適切に果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、職員の給与に関する報告及び勧告制度が果たしている役割を理解され、適切に対応されるよう要望する。

(参考) 職員の給与と民間給与との較差の推移

年	給 与 較 差		年	給 与 較 差	
	円	%		円	%
H19	377	0.09	H26	1,192	0.29
H20	44	0.01	H27	1,310	0.32
H21	△784	△0.19	H28	516	0.13
H22	△706	△0.17	H29	387	0.10
H23	△813	△0.20	H30	△57	△0.01
H24	△96	△0.02	H31	377	0.09
H25	△98	△0.02	R02	78	0.02

参 考 市職員の初任給及び諸手当制度の推移

区 分		年 度	平成22年度	23年度	24年度	25年度
初任給	行政職給料表(1) 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒		179,600円 156,400円 144,500円	179,600円 156,400円 144,500円	179,600円 156,400円 144,500円	179,600円 156,400円 144,500円
初任給調整手当	支 給 期 間 初 年 度 の 額 を 据 置 く 期 間 支 給 限 度 額 医療職給料表(1)適用職員 大学教育職給料表適用職員 (医師・歯科医師に支給)	35年 15年	208,900円 100,100円	据 置	据 置	据 置
扶養手当	配 偶 者 22歳未満の子 配偶者・子以外の扶養親族 配偶者のいない職員の子1人 配偶者・子のいない職員の扶養親族1人 ※特定期間の扶養親族の子への加算	15,300円 6,800円 6,800円 11,800円 11,800円 5,000円		据 置	据 置	据 置
地域手当	全 職 員 〔医療職給料表(1)適用職員を除く。〕 医 療 職 給 料 表 (1) 適 用 職 員	100分の12 100分の15		据 置 据 置	据 置 据 置	据 置 据 置
住居手当	借 家 ・ 借 間 居 住 者 31歳未満の職員への加算 31歳以上40歳未満の職員への加算 持家居住者（平成28年度以降不支給） (公舎居住者等是不支給)	10,600円 加算なし 加算なし 7,400円		据 置	据 置	据 置
通勤手当	交 通 機 関 等 利 用 者 支 給 限 度 額 自 動 車 等 使 用 者 5km未満 5km以上 10km未満 10km以上 15km未満 15km以上 20km未満 20km以上 25km未満 25km以上 30km未満 30km以上 35km未満 35km以上 40km未満 40km以上 45km未満 45km以上 50km未満 50km以上 55km未満 55km以上 60km未満 60km以上	1箇所当たり 55,000円 2,200円 4,100円 6,500円 8,900円 11,300円 13,700円 16,100円 18,500円 20,900円 21,800円 22,700円 23,600円 24,500円		据 置	据 置	据 置
宿日直手当	通常 宿日直勤務 1回 5時間以下 特殊勤務の宿日直勤務 1回 5時間以下	4,200円 2,100円 6,000円 3,000円		据 置	据 置	据 置
期末手当	6 月 の 支 給 割 合 12 月 の 支 給 割 合	100分の125 100分の135		100分の122.5 100分の137.5	据 置	据 置
勤勉手当	6 月 の 支 給 割 合 12 月 の 支 給 割 合	100分の 68.5 100分の 63.5 (勤務成績が良好の場合)		100分の 66.0 100分の 66.0 (勤務成績が良好の場合)	据 置	据 置

※特定期間の子=15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
179,600円 156,400円 144,500円	181,600円 158,400円 146,500円	176,200円 153,800円 142,300円	176,900円 154,500円 143,000円	176,900円 154,500円 143,000円	178,900円 156,500円 145,300円	178,900円 156,500円 145,300円
据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置
据置	据置	据置	据置	12,600円 7,900円 7,000円 11,300円 10,400円 5,000円	9,800円 9,000円 7,000円 10,700円 8,700円 5,000円	7,000円 10,000円 7,000円 10,000円 7,000円 5,000円
据置 据置	据置 据置	100分の16 100分の16	据置 据置	据置 据置	据置 据置	据置 据置
16,500円 加算なし 加算なし 5,000円	16,500円 加算なし 加算なし 2,500円	16,500円 加算なし 加算なし 不支給	据置	14,600円 7,900円 1,900円 不支給	12,300円 11,600円 4,200円 不支給	10,000円 15,200円 6,500円 不支給
1箇月当たり 55,000円 2,200円 4,200円 7,100円 10,000円 12,900円 15,800円 18,700円 21,600円 24,400円 26,200円 28,000円 29,800円 31,600円	1箇月当たり 55,000円 2,000円 4,200円 7,100円 10,000円 12,900円 15,800円 18,700円 21,600円 24,400円 26,200円 28,000円 29,800円 31,600円	据置	据置	据置	据置	据置
据置	据置	据置	据置	4,400円 2,200円 6,100円 3,050円	据置	据置
据置	据置	据置	据置	据置	100分の130 100分の130	100分の130 100分の125
100分の66.0 100分の81.0 (勤務成績が良好の場合)	100分の73.5 100分の83.5 (勤務成績が良好の場合)	100分の78.5 100分の88.5 (勤務成績が良好の場合)	100分の83.5 100分の93.5 (勤務成績が良好の場合)	100分の88.5 100分の93.5 (勤務成績が良好の場合)	100分の91.0 100分の96.0 (勤務成績が良好の場合)	100分の93.5 100分の93.5 (勤務成績が良好の場合)

(2) 条例の制定及び改廃に対する意見の状況

本委員会は、議会から意見を求められた条例に対し、次のとおり意見を述べた。

回答年月日	条 例 名	意 見 の 内 容
R2.6.3	川崎市旅費支給条例の一部を改正する条例	この条例案は、震災、風水害その他の非常災害を原因とするやむを得ない事由により常例としている通勤の経路又は方法と異なる経路又は方法で旅行した職員に旅費を支給することができることとすること等を行おうとするものであり、異議はありません。
R2.6.3	川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、教育職員の業務量の適切な管理等を行おうとするものであり、異議はありません。
R2.9.2	川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、児童相談所における児童の一時保護等の業務等に従事した職員に支給する福祉業務等手当の限度額を引き上げようとするものであり、異議はありません。
R2.11.18	川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	この条例案のうち、一般職の職員に関する部分は、本委員会が行った「職員の給与に関する報告及び勧告」の趣旨に沿い、職員の期末手当の額を改定する所要の改正を行おうとするものであり、異議はありません。

(3) 給与、勤務時間等についての承認の状況

本委員会の承認の対象となる任命権者からの申請はなかった。

3 公 平 審 査 等

(1) 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間、休暇、福利厚生、執務環境等の勤務条件について、人事委員会に対して、当局により行政上の措置が執られるよう要求することができる。

この要求があった場合、人事委員会は中立的な立場で勤務条件の適正を確保するための判断を下し、必要な措置を講じ、あるいはあつせんなどにより事案の解決にあたるものである。

令和2年度における係属事案等の概要は、次のとおりである。

(令和3年4月1日現在)

要求・係属件数			処理件数						翌年度 への繰 越
前年度 からの 繰越	新規要 求	計	取下げ	裁決				計	
				却下	棄却	一部認 容	全部認 容		
3	0	3	0	0	0	0	0	0	3

(2) 不利益処分についての審査請求

職員は、任命権者から分限、懲戒処分等その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して審査請求をすることができる。

この審査請求があった場合、人事委員会はこれを審査し、その結果その処分を承認し、修正し、又は取消し、及び必要がある場合は任命権者にその職員が受けた不利益な取扱いを是正するための指示をしなければならないこととされている。

令和2年度における係属事案等の概要は、次のとおりである。

(令和3年4月1日現在)

申立て・係属件数			処理件数							翌年度 への繰 越
前年度 からの 繰越	新規請 求	計	取下げ	終了	裁決*				計	
					却下	棄却	処分修 正	処分取 消		
19	0	19	0	0	1	3	0	0	4	15

*このうち2件について再審の請求がなされたが、いずれも却下

(3) 苦情相談

職員は、人事委員会に対し、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談を行うことができる。

この申出があった場合、人事委員会が指名する事務局の職員（職員相談員）は、申出人に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、人事委員会の指揮監督の下に、指導、あつせんその他の必要な措置を行うこととされている。

令和2年度においては、2件の申出があった。

(4) 公務災害補償の審査請求

市立学校（市立看護短期大学を除く。）の学校医、学校歯科医師及び学校薬剤師の公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者は、人事委員会に対して審査請求をすることができる。

この審査請求があった場合、人事委員会は、これを審査して裁定を行うものである。

令和2年度における審査請求はなかった。

(5) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議

退職手当管理機関は、退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときは、人事委員会に意見を聴かなければ

ばならないとされている。

人事委員会は、意見を求められたときは、退職手当の支給制限等の処分について調査審議し、退職手当管理機関に意見を述べることとされている。

令和2年度における調査審議はなかった。

(6) 退職管理に係る働きかけ規制違反に関する監視

職員は、営利企業等に再就職した元職員から違法な働きかけを受けた場合には、人事委員会にその旨を届け出なければならないとされている。

この届出があった場合等には、人事委員会は、任命権者に対し、必要に応じて調査や調査の経過報告を求めることとされている。

令和2年度における職員からの届出はなかった。

4 職 員 団 体

(1) 職員団体の登録状況

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

(令和3年4月1日現在)

職員団体名	主たる事務所の所在地	登録年月日	単一体 連合体	法 人 非法人	令和2年度に おける変更事項
川 崎 市 職 員 労 働 組 合	川崎市川崎区東田町 5-1 (市労連会館内)	S41. 9. 13	単一体	法 人	R2. 4. 1(役員)
川 崎 市 教 職 員 組 合	川崎市中原区下沼部 1709-4 (川崎教職員会館内)	S41. 9. 13	単一体	法 人	R2. 4. 1(役員)
川崎市公立学校 管 理 職 組 合	川崎市中原区下沼部 1709-4 (川崎教職員会館内)	S48. 2. 8	単一体	法 人	R2. 4. 1(役員) R2. 5. 14(役員)
学校事務職員労働 組合神奈川川崎支部	横浜市港北区篠原台町 36-28 東白楽マンション602	S56. 12. 24	単一体	非法人	R2. 4. 1(役員) R2. 8. 6(役員)
2 級 の 集 い	川崎市川崎区観音 2-23-5-205	H28. 9. 29	単一体	非法人	R2. 4. 1(役員) R2. 8. 7(規約 及び役員)
川崎市立高等学校 教職員組合	横浜市港北区岸根町 679-9	R3. 3. 19	単一体	非法人	R3. 3. 19 (新規登録)

(2) 管理職員等の範囲

本市の管理職員等の範囲は、次のとおりである。

(令和3年4月1日現在)

機 関	職
議 会 局	局長 担当理事 部長 担当部長 課長 担当課長 庶務係長
市 長 事 務 部 局	局長 本部長 危機管理監 技監 税務監 医務監 担当理事 区長 会計管理者 事務局長 学長 副区長 部長 室長 医監 担当部長 所長 副所長 市場長 支所長 学長補佐 学科長 課長 担当課長 館長 副館長 分室長 園長 秘書課の担当係長 法制課の人事、労務、組織等に関する条例等の審査を担当する担当係長 庁舎管理課の庁舎の維持管理を担当する担当係長 コンプライアンス推進室の担当係長 人事課の担当係長 労務課の担当係長 総務事務センターの担当係長 行政改革マネジメント推進室の組織及び定数を担当する担当係長 予算第1係長 予算第2係長 資金課の資金を担当する担当係長 環境局庶務課の労務担当の担当係長 臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部の庶務担当の担当係長 庶務課の庶務係長 区役所総務課の庶務係長 区民センターの庶務係長 審査第1係長 人事課の人事及びサービス関係事務の主たる担当者 労務課の職員団体関係事務の主たる担当者 守衛長
教育委員会事務局 (学校以外の教育機関を含む。)	教育次長 担当理事 部長 室長 担当部長 所長 館長 課長 担当課長 主任指導主事 園長 庶務課の庶務係長 教職員企画課の担当係長 教職員人事課の担当係長 給与厚生課の給与を担当する担当係長
教育委員会の所管に属する学校	校長 副校長 教頭
選挙管理委員会事務局	事務局長 部長 担当部長 課長 担当課長 管理係長
監 査 事 務 局	事務局長 担当部長 課長 担当課長 行政監査課の庶務担当の担当係長
人事委員会事務局	事務局長 担当部長 課長 担当課長 担当係長

備考1 この表中所長、副所長、館長及び園長とあるのは、課長担当職以上の職にあるものをいい、担当係長とあるのは、当該業務を担当する課長補佐を含み、人事委員会が別に定める担当係長を除くものをいう。

2 この表中主たる担当者となるのは、人事委員会が別に定める主たる担当者を除くものをいう。

5 労働基準監督

(1) 職権行使状況

労働基準監督機関として令和2年度中に職権を行使した事項は次のとおりである。

ア 解雇予告除外認定	2 件	キ 健康診断結果報告の受理	1 5 1 件
イ 非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可	6 件	ク 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告の受理	9 4 件
ウ 3 6 協定届の受理	2 0 4 件	ケ 労働者死傷病報告の受理	1 8 件
エ 総括安全衛生管理者選任報告の受理	1 件	コ ボイラー性能検査結果報告の受理	2 件
オ 衛生管理者選任報告の受理	3 5 件	サ 第一種压力容器性能検査報告の受理	1 3 件
カ 産業医選任報告の受理	1 7 件	シ ゴンドラ性能検査報告の受理	2 件

(2) 労働基準法別表第1に規定する適用事業の号別区分の状況

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権行使の区分を明らかにするため、神奈川労働局と協議のうえ号別決定を行っているが、その状況は、次のとおりである。

労働基準法別表第1の事業所区分

(令和3年4月1日現在)

所 管	労 基 法 別表第1 号別区分	名 称
川 崎	第12号	岡本太郎美術館、環境総合研究所、食品衛生検査所、健康安全研究所、看護短期大学、教育文化会館(3)、市民館(10)、図書館(8)、総合教育センター、日本民家園、青少年科学館、小学校(114)、中学校(52)、高等学校(5)、特別支援学校(4)
市 人 事 委 員 会	非 該 当 官 公 署	市長事務部局本庁、公文書館、市税事務所(4)、計量検査所、中小企業溝口事務所、都市農業振興センター、卸売市場、わーくす、総合リハビリテーション推進センター（こころの健康課を除く。）、地域支援室(3)、こども家庭センター（保護係を除く。）、児童相談所（保護係を除く。）、(2)、区画整理事務所、多摩川管理事務所、霊園事務所、生田緑地整備事務所、川崎港管理センター（整備課及び設備課を除く。）、区役所（地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課及び衛生課を除く。）、(7)、支所(2)及び出張所(4)、消防局、消防局航空隊、消防署(8)及び出張所(28)、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、議会局

所 管	労基法 別表第1 号別区分	名 称
労 働 局 （ 労 働 基 準 監 督 署 ）	第 1 号	学校給食センター(3)、教育委員会（学校給食関係）
	第 3 号	都市基盤整備事務所(2)、川崎港管理センター（整備課及び設備課に限る。）、道路公園センター(7)
	第 6 号	農業技術支援センター
	第 7 号	夢見ヶ崎動物公園
	第13号	こころの相談所、総合リハビリテーション推進センターこころの健康課、動物愛護センター、保育園(19)、保育・子育て総合支援センター(2)、こども家庭センター保護係、中部児童相談所保護係、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）（地域支援課及び衛生課に限る。）(7)
	第14号	経済労働局公営事業部
	第15号	生活環境事業所(4)、クリーンセンター(2)、処理センター(3)、浮島埋立事業所

- (注) 1 事業所名欄の（ ）内の数は、事業所数である。
2 上に掲げる以外の事業所については、それぞれ上位の組織中に含めるものとする。
3 上下水道局、交通局及び病院局の事業所は労働局（労働基準監督署）の管轄である。

6 人事委員会規則等の制定及び改廃の状況

規則番号	公布年月日 (実施年月日)	規 則 名	制定・改廃の内容
令和2年 人委規則第7号	R 2. 4. 9 (R 2. 4. 1 施行)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改正に伴う職の設置等に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。
令和2年 人委規則第8号	R 2. 7. 29 (R 2. 8. 1 施行)	川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	川崎市パートナーシップ宣誓制度の創設等に伴い、職員の結婚、父母、子又は配偶者の祭日、忌引、職員の配偶者の出産、骨髄又は末梢血幹細胞の提供、子の看護、男性職員の育児参加及び短期の介護を事由とする特別休暇並びに介護休暇を受けることができる職員の範囲を改めるため、この規則を制定するものである。
令和2年 人委規則第9号	R 2. 7. 29 (R 2. 8. 1 施行)	川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	川崎市パートナーシップ宣誓制度の創設等に伴い、会計年度任用職員の結婚、忌引、子の看護及び短期の介護を事由とする特別休暇を受けることができる会計年度任用職員の範囲を改めるため、この規則を制定するものである。
令和2年 人委規則第10号	R 2. 9. 23 (R 2. 9. 23 施行)	公開口頭審理の傍聴に関する規則の一部を改正する規則	公開口頭審理の傍聴に関し、事務の簡素化及び傍聴人の利便性の向上を図るため、この規則を制定するものである。
令和2年 人委規則第11号	R 2. 10. 28 (R 2. 10. 28 施行)	川崎市会計年度任用職員の給料の支給等に関する規則の一部を改正する規則	特別の勤務に従事するパートタイム会計年度任用職員及び1箇月単位の変形労働時間制の適用を受ける特別の勤務に従事するパートタイム会計年度任用職員に支給する時間外勤務手当及びこれに相当する報酬について必要な事項を定めるため、この規則を制定するものである。

令和３年 人委規則第１号	R 3. 2. 26 〔R 3. 3. 1〕 〔施 行〕	川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改正による職の設置に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。
令和３年 人委規則第２号	R 3. 3. 31 〔R 3. 4. 1〕 〔施 行〕	川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改正による職の設置等に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。
令和３年 人委規則第３号	R 3. 3. 31 〔R 3. 4. 1〕 〔施 行〕	川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する規則	組織改正による職の設置等に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。
令和３年 人委規則第４号	R 3. 3. 31 〔R 3. 4. 1〕 〔施 行〕	川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	行政手続等の原則オンライン化に向けた押印廃止等の手続の実施に伴い、様式を改正する必要があるため、この規則を制定するものである。
令和３年 人委規則第５号	R 3. 3. 31 〔R 3. 4. 1〕 〔施 行〕	川崎市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	職員が月の途中から派遣等となり、その翌月に復職等した場合については通勤手当を返納させないこととするため及び行政手続等の原則オンライン化に向けた押印廃止等の手続の実施に伴い、様式を改正する必要があるため、この規則を制定するものである。
令和３年 人委規則第６号	R 3. 3. 31 〔R 3. 4. 1〕 〔施 行〕	川崎市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	行政手続等の原則オンライン化に向けた押印廃止等の手続の実施に伴い、様式を改正する必要があるため、この規則を制定するものである。

7 各種会議開催状況

全国人事委員会連合会

会 議 名	年 月 日	開 催 地
第128回 総会	R2. 6. 24	書面開催
第63回公平審査 事務研修会	—	中 止

県市人事委員会連絡協議会

会 議 名	年 月 日	開催担当
給与研究会	—	中 止

大都市人事委員会連絡協議会

会 議 名	年 月 日	開 催 地
委員長会議	—	書面開催
事務局長会議	R2. 11. 2 (実務者会議)	神 戸 市
給与研修会	—	書面開催
課 長 会 議 (給 与 関 係)	—	中 止
課 長 会 議 (任 用 関 係)	—	資料交換
公平審査研修会	—	中 止
任用研修会	—	資料交換

人事委員会年報（令和2（2020）年度）

令和3年6月発行

編集・発行 川崎市人事委員会事務局
